1 事業者確認書類

建設業許可がある場合(法人・個人事業主・一人親方)



または



建設業許可通知書(コピー)

建設業許可証明書(コピー)

いずれか1点でOKです!

建設業許可がない「法人」の場合



それぞれ1年以内の書類を提出してください。

法人設立後1年経過しておらず確定申告時期が到来していない場合は、「法人設立届出書」と「履 歴事項全部証明書」のセットで提出してください。

建設業許可がない「個人事業主」「一人親方」の場合



計2点提出



所得税確定申告書 (コピー)

所得税納税証明書(その1) コピー可

- ※確定申告書の収入金額等の「営業等」欄に記載がなければ事業している証明になりません。
- ※申告書に税理士の署名又は記名押印又は、青色申告会の収受印が押印されていれば納税証明書は不要です。
- ※電子申告の場合、受信通知(メール詳細・受付完了通知)を提出して頂ければ納税証明書は不要です。

または

1点のみ提出



個人事業税納税証明書 コピー可

開業して 確定申告していない場合



個人事業の開業届 (コピー)

※ それぞれ1年以内の書類を提出してください。

2 加入社会保険等証明書類

·健康 · 年金保険加入証明



健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書(コピー)

・雇用保険加入証明



雇用保険適用事業所設置届 (コピー)

·建設業退職金共済制度 加入証明



建設業退職金共済契約者証 (コピー)

·中小企業退職金共済制度 加入証明



加入証明書(コピー)

労災保険特別加入証明



加入証明書 (コピー)